

神戸市立住吉小学校いじめ防止基本方針

はじめに

住吉小学校は、教職員・保護者・地域が一体となって、いじめ問題に取り組むよう「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針（以下「住吉小学校基本方針」という。）を策定します。

平成30年4月 神戸市立住吉小学校
平成30年6月改訂

1. いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢

本校は、住吉小学校基本方針に基づき、保護者・地域と連携しながらいじめの問題の根本的な解決に向けて取り組みを進めていきます。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍する児童等に対して、本校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3. 教職員の意識と取組

「組織的かつ計画的」に「発達段階を見通して体系的に」、「児童・家庭・地域を巻き込む形で」、「子供を守り育てて行ける学校」をつくり、「いじめを減らすこと」に全職員で取り組みます。

（1）意識

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係づくりに努めます。
- ・分かる授業、一人ひとりの児童が活躍できる活動・行事等を通じて、児童の自己有用感・自尊感情を高めます。
- ・児童、教職員の人権感覚を高めます。
- ・いじめの兆候を見逃さないようにアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に児童の情報を交換して、情報の共有に努めます。
- ・児童の表情や行動の変化に気を配り、嫌がらせやいじわる等いじめが疑われる段階から対応します。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を様々な場面で児童に伝えます。
- ・いじめは、生命又は身体に重大な危険を生じさせる問題という認識をもって対応します。
- ・保護者や地域の方々からの情報を受け入れる姿勢を大切にします。

（2）取組

- ・教職員は、すべての児童がいじめ等のない環境において、安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにするため、保護者その他と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止と早期発見に努めます。
- ・いじめの問題を、個人や特定の教職員で抱え込んだり隠したりすることなく、校内いじめ問題対策委員会で情報を共有し、適切かつ迅速に対応します。
- ・いじめ防止小中地域会議や広域キャンペーン等の取組を保護者や地域に発信します。
- ・積極的に研修に参加することを通して、いじめ防止について見識を深め実践力をつけます。

4 家庭・保護者の役割

・子供たちの豊かな人間性を育むためには、保護者が、家庭をやすらぎと安心を与える場にすることが大切です。さらに保護者は日頃から子供たちの規範意識を養うため、いじめの問題等についても日常生活経験を通じて、決して許されるものではないということを丁寧に教えておく必要があります。また、子供がいじめを受けた場合は、速やかに学校と協力し、子供をいじめから守らなければなりません。いじめを行った場合についても、学校や関係保護者と協力し、解決に向けた努力をする必要があります。

5. 校内いじめ防止・対応委員会と関係機関の連携

(1) 校内いじめ防止・対応委員会の設置

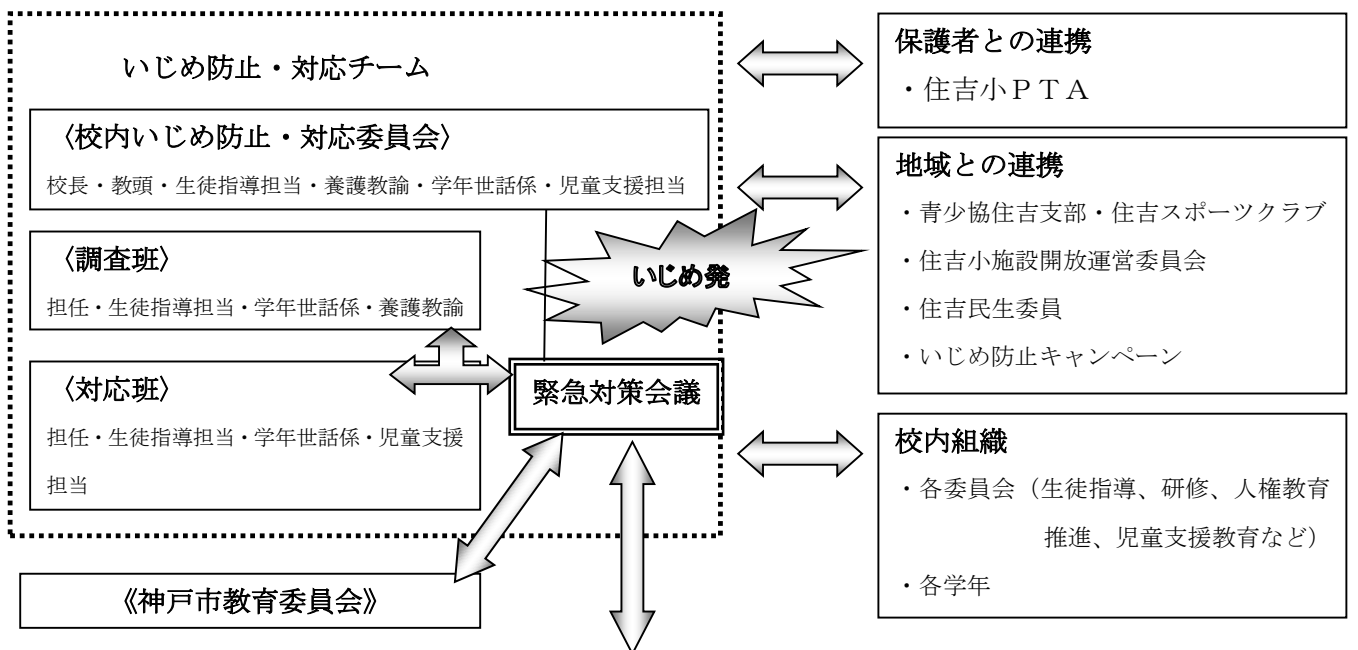
・本校は校長、教頭、生徒指導担当、学年教員、養護教員、児童支援担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の参加による、校内いじめ防止・対応委員会を設置します。

(2) 校内いじめ防止・対応委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発を行います。
- ・いじめの相談があった場合には、当該担任等に加え、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議します。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに十分注意しながら、本校の教職員が共有するようにします。
- ・いじめの問題に関して、本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を、計画的に行います。
- ・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行います。

(3) 状況に応じた関係機関との連携

・校内での指導だけで十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から関係機関と連携する体制を構築しておきます。



<状況に応じた関係機関との連携>

加害・被害の児童・保護者の心のケア	… スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー
暴行・傷害など、刑法に抵触する時	… 東灘警察署生活安全課	東部少年サポートセンター
当該児童の家庭環境等に問題がある時	… 区役所子ども家庭支援室	神戸市子ども家庭センター 神戸市青少年補導センター（くすのき教室）
当該児童の心身等に影響がある時	… 医療機関	（学びの支援センター）

いじめ対策年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に向けた取り組み	学年・学級づくり 人間関係づくり											
早期発見に向けた取り組み			アンケート	教育相談					アンケート	教育相談	アンケート	教育相談
職員会・対応チーム等	職員会議 (基本方針提案) 児童理解 学級経営			職員研修 取組評価	職員研修				職員研修 取組評価	学校自己 評価		取組評価 次年度計画



6. いじめの未然防止

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、年間を通して予防的な取組を計画実施します。「いじめは、どこにでも、誰にでも起こりうる」という認識をもち、児童が“いじめに向かわない”ように育つよう努めます。

(1) 思いやりの心をはぐくむ教育

- ・授業をはじめ、道徳教育や学級活動等、すべての教育活動を通して、児童一人一人に「互いに思いやり、自分も他人も同じように尊重できる心」をはぐくみます。

(2) 豊かな体験を通じた心の教育と温かい集団作り

- ・仲間同士で認め合い支え合う場面を設定し、自分の居場所がある温かい集団作りに取り組みます。
- ・「命の大切さを実感させる体験活動」「問題解決能力をはぐくむ自主的活動」「他人を思いやる心を育てる奉仕活動」などの取組を進めます。
- ・学級活動や行事、総合的な学習の時間等を通して、人間関係力、コミュニケーション力、社会的スキル等を育てます。

(3) 規範意識を身につけ、自浄力のある児童集団の育成

- ・全ての教育活動の中で、決まりを守ることの大切さを指導し、規範意識の醸成を図ります。
- ・見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら教職員や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導します。その際、知らせることは正しいことであると合わせて指導します。
- ・児童が学級活動や児童会活動等の中で、自主的にいじめの問題について考え、議論する活動を支援します。

7. いじめの早期発見

いじめは、早期発見をすることが早期解決につながります。そのために、日頃から児童の信頼関係の構築と見守りに努めます。また、児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない教職員の認知能力の向上に努めます。その上で、得た情報に関しての情報の共有・連携した情報収集を進めます。

(1) 信頼関係の構築

- ・日常の教育活動全体を通じ、児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制作りを努めます。

す。さらに、積極的な言葉がけを行うなど、直接的な触れ合いを大切にし、担任を中心として深い信頼関係を築きます。

(2) 児童理解

- ・平素から児童の交友関係など生活実態を含め細かく把握し、一人一人の表情の変化やいじめのサインを見逃さないように注意します。
- ・定期的なアンケートの実施、日常の生活実態の細やかな把握を通していじめ早期発見に向けて積極的に取り組みます。
- ・アンケートは、保存年限を守り、その内容についても児童がいじめの認識を深めるとともに、実情を記入しやすいように配慮します。

(3) 相談体制の充実

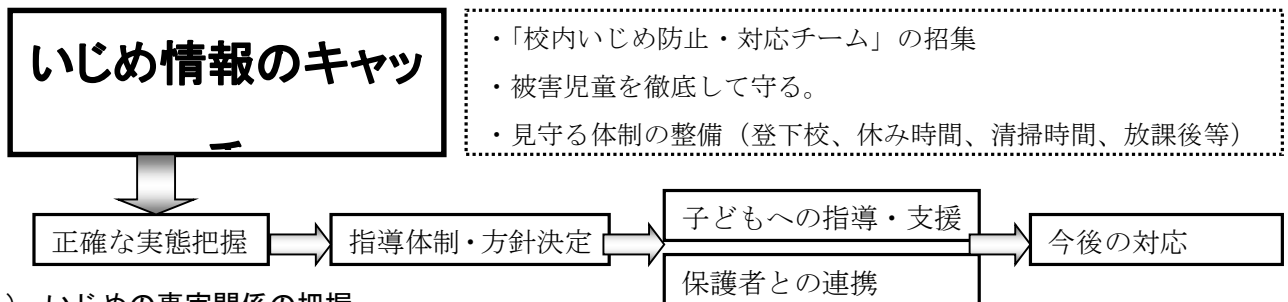
- ・養護教諭やスクールカウンセラー、生徒指導担当などと担任が効果的に連携し、児童の悩みを受け止める機会を設定します。

(4) 校外相談機関との連携

- ・教育相談指導室やこっぺっ子悩み相談「いじめ（ネットいじめ）・体罰こども安全ホットライン（24 時間電話相談）など、校外の相談機関の機能や利用の仕方を児童や保護者に周知します。

8. いじめへの早期対応

いじめの兆候に気づいたときには、問題を軽視することなく早期に事実関係の把握を行い対応します。



(1) いじめの事実関係の把握

- ・いじめられている児童や保護者からの訴えや状況、気持ちを十分に聴き取り、不安を取り除き、共感的に受け止めます。
- ・関係児童双方、周囲の児童から個々に事情を聴き取り、詳細を確認した上で関係教職員で情報を共有し、組織的に対応します。

(2) いじめの指導

- ・いじめた児童には、自らの言動が相手を傷つけたことやいじめられる側の気持ちを気づかせます。そして、成長支援の観点から、いじめた児童が抱える問題を解決することにも努めます。
- ・関係児童の問題にとどめず、関係児童のプライバシーに十分注意した上で、学級及び学年、学校のもんだいとしてとらえ、再発防止を含め、解消を目指した取組を進めます。
- ・児童、保護者には適時、適切な方法で経過や今後の児童方針、相談体制等を伝えます。
- ・状況に応じて教育員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンター等の関係機関と連携して解決にあたります。
- ・指導後も継続的に、関係児童と保護者に対しての支援を行います。

(3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解決するのではなく、次の二つの状態になるまで継続して指導・見守りを続けます。

- ・いじめに係る行為が、一定期間止んでいること。
- ・いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。

9. 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に特に配慮します。

また、いじめを許さぬ豊かな心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常学級との交流及び共同学習を積極的に進め、全職員で情報を共有した上で支援を行います。

10. 特に配慮を要する児童への対応

海外から帰国した児童・外国につながる児童、LGBTに係る児童、各地での災害や事故等により被災した児童や避難している児童、特別な事情がり、親元を離れて生活をしている、または、した経験がある児童等、様々な特性や背景のある児童に対しては、教職員は正しい理解のもと、日常的に適切な支援を行います。

11. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

(1) 未然防止

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童、保護者、地域への啓発に努めます。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォンやゲーム機等の使用に関するマナーや家庭でのルール作りについて保護者に協力を依頼します。

(2) 早期対応

- ・日頃から、インターネットやソーシャルメディアの監視に努めます。
- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局の関係機関と連携して対応します。

12. 校種間の連携

保育所・幼稚園。認定こども園・中学校・特別支援学校等との連携により、児童の情報を確実に引き継ぎ、指導に生かすとともに、いじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有に努めます。また、校区内の小・中学校間においては、「いじめ防止小中地域会議」等を活用した取組を通していじめの問題に向き合う姿勢を共有し、一貫した指導に生かすことができるようにします。

13. 保護者・地域との連携

- ・PTA（保護者会）、ふれあい懇話会、青少年育成協議会住吉支部等、保護者や地域と連携し、登下校時の見守り活動、いじめ防止キャンペーン等に取り組み、児童の様子を積極的に見守ります。
- ・PTA（保護者会）や地域の会合等で、学校がいじめ問題への取組について情報を発信します。
- ・児童、保護者、地域と一緒に参加する会議などを開催し、地域ぐるみでいじめの問題に取り組めます。

14. 関係機関との連携

学校の指導だけで十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（兵庫県警察本部生活安全部少年育成課、東神戸サポートセンター、東灘区役所子ども家庭支援室、児童相談所〔神戸市子ども家庭センター〕、各医療機関、神戸地方法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、医療関係と連携する体制を構築しておきます。

15. 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告と調査

- ・重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会事務局に報告します。

- ・教育委員会事務局の指示のもと、第三者からなる組織を設け調査します。

(2) 調査結果の報告

- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出します。
- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時、適切な方法で説明します。

16. その他

本校は、校内いじめ問題対策委員会によって、適宜「住吉小学校基本方針」を見直し、必要があると認められるときは改訂します。